

## 2-1 千葉市防災会議条例

### 千葉市防災会議条例

昭和 38 年 4 月 1 日  
千葉市条例第 4 号

改正 昭和 55 年 7 月 11 日条例第 35 号  
改正 昭和 62 年 6 月 22 日条例第 34 号  
改正 平成 5 年 9 月 20 日条例第 32 号  
改正 平成 25 年 3 月 19 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、千葉市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 本市の水防計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、75 名以内とし、次の各号に掲げる者をもって、これに充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する者
  - (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから、市長が委嘱する者
  - (3) 千葉県警察官のうちから、市長が委嘱する者
  - (4) 市長が、その部内の職員のうちから、任命する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、市長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する者
  - (9) その他市長が必要と認める者

6 前項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の

残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 7 月 11 日 条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 6 月 22 日 条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 9 月 20 日 条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 21 日 条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 19 日 条例第 4 号)

千葉県防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉県防災会議条例（昭和38年千葉県条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長職務代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、総務局の事務を担当する副市長の職にある委員とする。

(会 議)

第3条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(通 知)

第4条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他必要な事項

(専決処分)

第6条 会長において、緊急を要し会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議の権限に属する事務について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会議)

第7条 幹事をもって幹事会議を組織する。

2 幹事会議は、防災会議の所掌事務について、予備的な協議及び調整を行うものとする。

3 幹事会議は、総務局危機管理部長が主宰する。

(庶 務)

第8条 防災会議の庶務は、総務局危機管理部危機管理課において処理する。

## 2-2-1 千葉県防災会議運営要綱

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 千葉県防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会設置要綱

### (設置)

第1条 地域防災計画等に男女共同参画の視点を取り入れるため、千葉県防災会議条例（昭和38年千葉県条例第4号）第6条第1項の規定に基づき、千葉県防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、地域防災計画等に反映すべき男女共同参画の視点を踏まえた具体的方策等の調査検討を行う。

### (構成)

第3条 部会は、委員及び専門委員若干名をもって構成する。

### (会議)

第4条 部会は、防災会議の会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。ただし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者をもって議長に充てる。

### (防災会議への報告)

第5条 部会長は、防災会議に部会の議事の経過及び結果を報告するものとする。ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、総務局危機管理部危機管理課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2-3 千葉市防災会議の構成

区分・機関		委員	幹事
No	機関名	職名	職名
1	関東財務局千葉財務事務所	所長	総務課長
2	関東農政局千葉県拠点	地方参事官	総括農政推進官
3	関東運輸局千葉運輸支局	支局長	首席運輸企画専門官
4	第三管区海上保安本部千葉海上保安部	千葉海上保安部長	警備救難課長
5	銚子地方気象台	気象台長	防災管理官
6	関東地方整備局千葉国道事務所	事務所長	防災情報課長
7	千葉労働基準監督署	署長	副署長
8	千葉県防災危機管理部	次長	危機管理政策課長
9	千葉県千葉土木事務所	所長	調整課長
10	千葉県千葉港湾事務所	所長	施設管理課長
11	千葉県企業局千葉水道事務所	所長	施設管理課長
12	千葉県警察	千葉市警察部長	千葉市警察部総務課管理官
13		千葉中央警察署長	千葉中央警察署警備課長
14		千葉東警察署長	千葉東警察署警備課長
15		千葉西警察署長	千葉西警察署警備課長
16		千葉南警察署長	千葉南警察署警備課長
17		千葉北警察署長	千葉北警察署警備課長
18	千葉市	副市長	市危機管理課長
19		副市長	
20		危機管理監	
21		総務局長	総務課長
22		総合政策局長	政策企画課長
23		財政局長	資金課長
24		市民局長	市民総務課長
25		保健福祉局長	保健福祉総務課長
26		こども未来局長	こども企画課長
27		環境局長	環境総務課長
28		経済農政局長	経済企画課長
29		都市局長	都市総務課長
30		建設局長	建設総務課長
31		水道局長	水道総務課長
32		病院事業管理者	経営企画課長
33		会計管理者	会計室長
34		中央区長	中央区副区長
35		花見川区長	花見川区副区長
36		稲毛区長	稲毛区副区長
37		若葉区長	若葉区副区長
38		緑区長	緑区副区長
39	美浜区長	美浜区副区長	
40	千葉市教育委員会	教育長	教育総務部総務課長
41	千葉市消防局	消防局長	警防課長
42	千葉市消防団	団長	市消防局総務部総務課長
43	日本郵便株式会社千葉中央郵便局	千葉中央郵便局長	総務部長
44	東日本旅客鉄道株式会社	千葉営業統括センター副所長	千葉土木設備技術センター所長
45	東日本電信電話株式会社	千葉事業部 千葉支店長	千葉災害対策室長
46	日本赤十字社千葉県支部	事務局長	事業部長
47	日本放送協会千葉放送局	局長	コンテンツセンター長
48	日本通運株式会社千葉支店	所長	千葉支店 営業課長
49	東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社	千葉総支社長	グループマネージャー
50	東京ガス株式会社 千葉支社	支社長	副支社長
51	大多喜ガス株式会社供給部千葉事業所	所長	リーダー
52	東日本高速道路(株)関東支社千葉管理事務所	所長	工務担当課長
53	京成電鉄株式会社	京成千葉駅長	京成千葉駅助役
54	千葉都市モノレール株式会社	専務取締役	総務部長
55	一般社団法人千葉県トラック協会	専務理事	事務局長
56	一般社団法人千葉県バス協会	専務理事	事務局長
57	千葉テレビ放送株式会社	取締役 報道局長	報道局次長
58	株式会社バイエフエム	本社営業局次長	技術部 副部長
59	公益社団法人千葉県LPガス協会	会長	千葉支部長
60	公益社団法人千葉県看護協会	専務理事	千葉地区部会長
61	国立大学法人千葉大学	教授	市危機管理課長
62	淑徳大学 総合福祉学部	准教授	市危機管理課長
63	社会福祉法人千葉市社会福祉協議会	常務理事	地域福祉推進課長
64	災害救援ボランティア推進委員会千葉市S Lネットワーク	代表	市危機管理課長
65	一般社団法人千葉市医師会	副会長	副会長
66	陸上自衛隊高射学校	陸上自衛隊高射教導隊本部管理中隊長	陸上自衛隊高射教導隊本部管理中隊 副中隊長
67	千葉市町内自治会連絡協議会	会員	市 市民自治推進課長
68	千葉商工会議所	常務理事	総務企画部長
69	一般社団法人千葉市歯科医師会	会長	専務理事
70	一般社団法人千葉市薬剤師会	理事	副会長
71	一般社団法人千葉市建設業協会	防災担当副会長	防災担当部会長
72	千葉市女性団体連絡会	会長	事務局長

防災会議専門委員			
No	機関名	職名	部会名
1	早稲田大学地域社会と危機管理研究所	招聘研究員	男女共同参画の視点を 取り入れる部会
2	公益財団法人千葉市国際交流協会	地域連携コーディネーター	
3	千葉市市民局生活文化スポーツ部	男女共同参画課長	
4	千葉市赤十字奉仕団	本部委員長	
5	明治大学理工学部建築学科	教授	防災・減災対策検討部会
6	千城台みらい小学校避難所運営委員会	委員長	
7	鎌取コミュニティセンター避難所運営委員会	委員長	

## 2-4 千葉市国民保護協議会条例

### 千葉市国民保護協議会条例

(平成 17 年 12 月 16 日千葉市条例第 80 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、千葉市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、50 人以内とする。

2 専門委員は、その者の任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に幹事を置き、その定数は、50 人以内とする。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 千葉市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市国民保護協議会条例（平成17年千葉市条例第80号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の議事その他協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(委員の権限の委任)

第3条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(異動の報告)

第4条 委員又は幹事に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名、異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他必要な事項

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、総務局危機管理部危機管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 2-6 千葉市国民保護協議会の構成

会長 千葉市長 神谷 俊一

令和5年10月1日現在

国民保護法第40条4項の区分	機関名	委員	
		職名	幹事
1号委員 【指定地方行政機関の職員】	関東地方整備局 千葉国道事務所	事務所長	防災情報課長
	関東運輸局 千葉運輸支局	支局長	首席運輸企画専門官
	第三管区海上保安本部 千葉海上保安部	部長	警備救難課長
2号委員 【自衛隊に所属する者】	陸上自衛隊 高射学校	高射学校長	監理班長
3号委員 【千葉県の職員】	千葉県 防災危機管理部	次長	危機管理政策課副参事（兼）危機管理室 室長
	千葉県企業局	千葉水道事務所長	千葉水道事務所 次長
	千葉県警察 千葉市警察部	部長	総務課長
4号委員 【副市長】	千葉市	副市長	
	千葉市	副市長	
5号委員 【教育長及び消防長】	千葉市教育委員会	教育長	教育総務部総務課長
	千葉市消防局	消防局長	消防局総務部総務課長
6号委員 【市の職員】	千葉市	危機管理監	危機管理課長
	千葉市	総務局長	総務局総務部総務課長
	千葉市	市民局長	市民総務課長
	千葉市	保健福祉局長	保健福祉総務課長
	千葉市	都市局長	都市総務課長
	千葉市	建設局長	建設総務課長
	千葉市	水道局長	水道総務課長
7号委員 【指定公共機関】 【指定地方公共機関】	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線医学研究所長	放射線医学研究所 運営企画室長
	日本赤十字社 千葉県支部	事務局長	事業部長
	日本放送協会 千葉放送局	局長	コンテンツセンター長
	東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉管理事務所	所長	工務担当課長
	成田国際空港株式会社 空港運用部門	オペレーションセンター 担当部長	オペレーションセンター 危機管理グループ 主任
	東日本電信電話株式会社 千葉事業部	千葉支店長	千葉災害対策室長
	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社	千葉総支社長	渉外担当部長
	東京ガスネットワーク株式会社 千葉支社	支社長	副支社長
	日本通運株式会社	千葉支店移転引越事業所長	千葉支店 営業課長
	東日本旅客鉄道株式会社	千葉営業統括センター所長	千葉営業統括センター副所長
	京成電鉄株式会社 京成千葉駅	駅長	助役
	千葉都市モノレール株式会社	専務取締役	総務部長
	一般社団法人千葉県トラック協会	常務理事	事務局長
	一般社団法人千葉県バス協会	専務理事	事務局長
	株式会社ベイエフエム	取締役総務局長兼編成局長	取締役放送管理局長
	千葉テレビ放送株式会社	取締役報道局長	報道局次長
	8号委員 【知識又は経験を有する者】	一般社団法人千葉市医師会	副会長
一般社団法人千葉市歯科医師会		副会長	事務局長
一般社団法人千葉市薬剤師会		副会長	事務局長
公益社団法人千葉県看護協会		専務理事	千葉地区部会長
千葉市消防団		団長	副団長
千葉市町内自治会連絡協議会		緑区町内自治会連絡協議会会長	第22地区町内自治会連絡協議会会長
千草台団地自治会自主防災対策本部		会長	副会長
千葉市民生委員児童委員協議会		副会長	副会長
千葉市老人福祉施設協議会		理事（副会長）	理事（副会長）
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会		常務理事	地域福祉推進課長
千葉市女性団体連絡会		会長	事務局長
公募委員			
公募委員			

## 2-7 千葉市災害対策本部条例

### 千葉市災害対策本部条例

昭和 38 年 4 月 1 日  
千葉市条例第 5 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、千葉市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

#### (部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって、これに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し、必要な事項は本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 19 日条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

### 千葉県災害対策本部運営要綱

第1条 この要綱は、千葉県災害対策本部条例（昭和38年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、千葉県災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本部の設置及び廃止）

第2条 市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災対策活動を推進するために必要があると認めるときは、千葉県地域防災計画の定めるところにより、本部を設置する。ただし、台風における本部の事前設置に関しては、別表第1により市長が決定する。

2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部を設置した後において、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

（本部の組織）

第3条 本部長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第2項の規定により市長があたる。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部員のうち、危機管理監を主管本部員とする。

5 主管本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、本部長の命を受けて本部運営に関する統括、調整及び指示を行うことができる。

6 本部長は、前項に定める者のほか必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を指名することができる。

7 条例第3条第1項の規定に基づき、本部に部を置く。

8 部にその事務を分掌させるため、班を置く。

9 部の名称、部長、班の名称、班長、班等の構成及び事務分掌は、別表第3に掲げるとおりとする。

10 部長は、必要と認めるときは、部に部長を補佐するため副部長を置くことができる。

11 副部長は、部長が指名する者をもって充てる。

12 班の運営に関し必要な事項は、班長が定める。

（本部員会議）

第4条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項について協議する。

3 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

（区災害対策本部）

第5条 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区役所内に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を置く。

## 2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

2 区長は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において応急対策のため必要があると認めるときは、本部が設置されていない場合においても、区本部を設置することができる。この場合において、区長は、区本部の設置について速やかに市長に報告するものとする。

3 区本部長は、区本部を設置した後において、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、区本部を廃止する。

(区本部の組織)

第6条 区本部に区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）、区災害対策副本部長（以下「区副本部長」という。）及び区災害対策本部員（以下「区本部員」という。）その他の職員を置く。

2 区本部長は、区長をもって充て、区副本部長は、副区長をもって充てる。

3 区本部員は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。

4 区本部長は、前項に定める者のほか必要があると認めるときは、職員のうちから区本部員を任命することができる。

5 区本部にその事務を分掌させるため、班を置く。

6 班の名称、班長、班の構成及び事務分掌は、別表第5に掲げるとおりとする。

7 区本部長は、区本部の事務を統括し、区副本部長、区本部員その他の職員を指揮監督する。

8 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 区本部員その他の職員は、区本部長の命を受けて、区本部の事務に従事する。

10 班の運営に関し必要な事項は、班長が定める。

(区本部長の任務)

第7条 区本部長は、区の区域内における災害対策の円滑な実施を図るため本部との緊密な連絡調整を行うものとする。

2 区本部長は、災害対策のため必要があると認めるときは、区の区域を管轄する土木事務所長、消防署長等に対し、必要な要請を行うことができる。

(区本部員会議)

第8条 区本部に区本部員会議を置く。

2 区本部員会議は、区本部長、区副本部長、区本部員及び区本部長が指名する者をもって構成し、区の区域内の災害対策に関し必要な事項について協議を行う。

3 区本部員会議は、区本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(防災指令)

第9条 本部長は、千葉県地域防災計画の定めるところにより、職員の非常配備、住民の避難指示その他災害対策を実施するため必要と認めるときは防災指令を発することができる。

(応援職員の派遣)

第10条 部長及び区本部長は、災害対策の実施のため応援職員の派遣を求める必要があると認めるときは、直ちに本部長に要請するものとする。

2 本部長は、前項に規定する要請を受けたときは、必要に応じて所要の職員を派遣するものとする。

## 2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

(本部連絡員)

第 11 条 部長及び区本部長は、本部との連絡調整を行うため、本部連絡員を指名し、本部事務局に配置するものとする。

(被害状況等の報告)

第 12 条 部長及び区本部長は、災害が発生したときは、別に定めるところにより、被害状況及び応急対策状況等について、迅速かつ的確に本部長(本部が設置されていない場合にあつては、市長)に報告しなければならない。

(事務局)

第 13 条 本部の運営を速やかに行うため、事務処理機関として本部に事務局を設置する。

2 事務局の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 (危機管理部長)
- (2) 事務局次長 (総務局参与)
- (3) 事務局次長補佐 (危機管理課長、防災対策課長)
- (4) 事務局員 (危機管理課員、防災対策課員及び事務局長が指名した職員)
- (5) 本部連絡員 (部長及び区本部長が指名した職員)

3 事務局の事務分掌を行うため、次の係を設置する

- (1) 総合調整係
- (2) 情報集約係
- (3) 被災者・避難所支援係
- (4) 受援統括係
- (5) 物資供給係
- (6) 施設設備係
- (7) 広報係
- (8) 報道係
- (9) 電話受付係

(補 則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

## 2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

(別表第1)

台風における本部の事前設置基準

台風の勢力	本市に最接近時に、960hPa程度以上の勢力が予想されているもの。
基準	台風が接近し、本市が暴風域に入ることが予想されている場合において、台風が最接近する概ね27時間前に、本部の事前設置について検討し、決定する。

(別表第2)

本 部 員

主管本部員：危機管理監	
総務局長	水道局長
総合政策局長	病院事業管理者
財政局長	病院局次長
市民局長	会計管理者
保健福祉局長	教育長
こども未来局長	教育次長
環境局長	議会事務局長
経済農政局長	選挙管理委員会事務局長
都市局長	人事委員会事務局長
建設局長	監査委員事務局長
消防局長	

2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

(別表第3)

本部各部の組織と事務分掌本部各部の組織と事務分掌

部長	部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成 (※)	事務分掌
総務部			
総務局長	秘書班 (市長公室長)	秘書課 国際交流課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事 3 要配慮者(外国人)の対策に関する事
	総務班 (総務部長)	総務課 政策法務課 人事課 給与課 人材育成課	1 職員の動員及び配置に関する事 2 災害対策従事職員の食糧等の調達に関する事 3 災害対策従事職員の公務災害補償等に関する事 4 被災職員の援助に関する事 5 本部事務局の協力に関する事
	情報経営班 (情報経営部長)	業務改革推進課 情報システム課	1 電子情報・システム等の保全に関する事
総合政策部			
総合政策局長	総合政策班 (総合政策部長) (未来都市戦略部長)	政策企画課 政策調整課 都市アイデンティティ推進課 スマートシティ推進課 国家戦略特区推進課 幕張新都心課	1 国、県等に関する要望、陳情に関する事 2 災害復旧計画の策定に関する事 3 国、県、都市間の情報収集及び連絡調整に関する事 4 国、地方公共団体等からの災害視察者に関する事 5 特命事項に関する事
財政部			
財政局長	財政班 (財政部長)	資金課 財政課	1 災害時の応急財政処置に関する事 2 災害見舞金の受入れ及び礼状に関する事
	資産経営班 (資産経営部長)	資産経営課 管財課 契約課 新庁舎整備課	1 市有財産の管理及び被害調査に関する事 2 車両等の確保及び配車計画に関する事 3 災害時の庁内対策に関する事(地震) 4 本部の施設に関する事 5 災害対策に係る物品の調達及び工事等の契約に関する事 6 応急処置の土地収用等に関する事 7 輸送拠点の管理・運営に関する事 8 緊急輸送の実施に関する事 9 石油類燃料の供給の調整に関する事
	税務班 (税務部長)	税制課 課税管理課 納税管理課 東部市税事務所 西部市税事務所	1 建物等の被害状況のとりまとめに関する事 2 被災者に対する市税の減免処置等の指導及び調整に関する事

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載(2類・3類についても構成に含む)

2-8 千葉市災害対策本部運営要綱

部長	部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成 (※)	事務分掌
市民部			
市民局長	市民自治推進班 (市民自治推進部長)	市民総務課 市民自治推進課 区政推進課 地域安全課 広報広聴課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に係る相談に関すること</li> <li>2 市民への災害広報・広聴に関すること</li> <li>3 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関すること</li> <li>4 広報紙誌の編集及び発行に関すること</li> <li>5 交通安全対策に関すること</li> <li>6 ボランティア情報の提供に関すること</li> <li>7 被災者支援に係る各区との調整に関すること</li> </ol>
	生活文化スポーツ班 (生活文化スポーツ部長)	文化振興課 スポーツ振興課 男女共同参画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援品・救援物資等に関すること</li> <li>2 集積場所の管理・運営に関すること</li> <li>3 災害時の女性専用相談に関すること</li> </ol>
保健福祉部			
保健福祉局長	保健福祉総務班 (保健福祉局次長)	保健福祉総務課 保 護 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者対策の総合調整に関すること</li> </ol>
	健康福祉・医療衛生班 (健康福祉部長) (医療衛生部長)	地域福祉課 地域包括ケア推進課 健康推進課 健康支援課 医療政策課 健康保険課 生活衛生課 保健所 環境保健研究所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること</li> <li>2 義援金に関すること</li> <li>3 ボランティアセンター等の支援に関すること</li> <li>4 被災者の医療、助産、救護に係る各区との調整に関すること</li> <li>5 医療品及び衛生資材等の確保に関すること</li> <li>6 防疫活動に関すること</li> <li>7 死体等の処理に関すること</li> <li>8 飲料水及び食品の衛生に関すること</li> <li>9 医療機関との調整に関すること</li> <li>10 初動医療体制に関すること</li> <li>11 動物救護活動等の実施に関すること</li> <li>12 各区の保健医療班の活動支援に関すること</li> <li>13 医療救護等に係る公的機関、ボランティア等の受入れ及び各区への派遣調整に関すること</li> <li>14 拠点救護所（総合保健医療センター）の開設及び運営に関すること</li> <li>15 要配慮者（難病患者・妊産婦）の対策に関すること</li> </ol>
	高齢障害班 (高齢障害部長)	高齢福祉課 介護保険管理課 介護保険事業課 障害者自立支援課 障害福祉サービス課 精神保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者（高齢者・障害者）の対策に関すること</li> <li>2 社会福祉施設の対策に関すること</li> </ol>

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

部長	部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成(※)	事務分掌
こども未来局長	こども未来部	こども企画課 健全育成課 こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所	1 要配慮者（乳幼児、災害孤児等）の対策に関する事 2 社会福祉施設の対策に関する事 3 災害時保育に関する事 4 初動医療体制に関する事
	こども未来班 (こども未来部長)		
環境局長	幼児教育・保育班 (幼児教育・保育部長)	幼保支援課 幼保運営課 幼保指導課	
	環境部	環境総務課 環境保全課 環境規制課 脱炭素推進課	1 環境保全の総合調整に関する事 2 大気汚染、水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 3 公害健康被害被認定者の対策に関する事
環境保全班 (環境保全部長)			
経済農政局長	資源循環班 (資源循環部長)	廃棄物対策課 収集業務課 廃棄物施設維持課 廃棄物施設整備課 産業廃棄物指導課	1 ごみの処理計画、収集・処理に関する事 2 し尿の処理計画、収集・処理に関する事 3 清掃施設の災害予防及び災害復旧に関する事 4 関係業者の指導及び連絡調整に関する事 5 災害廃棄物の処理に関する事
	経済農政部	経済企画課 雇用推進課 産業支援課 企業立地課 観光MICE企画課 観光プロモーション課	1 中小企業の災害復旧資金融資及び金融相談に関する事 2 中小企業の経営相談に関する事 3 緊急生活必需物資及び食料品等の調達に関する事 4 商工業関係の被害調査に関する事 5 地方卸売市場の災害予防及び応急復旧に関する事
経済班 (経済部長)			
農政局長	農政班 (農政部長)	農政課 農地活用推進課 農政センター	1 農作物、家畜等の被害調査及び被災者の救援に関する事 2 農協及び生産者団体との連絡調整に関する事 3 農業用井戸の活用に関する事 4 農道・農業用排水路の災害復旧に関する事

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

2-8 千葉市災害対策本部運営要綱

部長	部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成 (※)	事務分掌
都 市 局 長	都市部	都市総務課 都市政策課 都市計画課 交通政策課 都心整備課 市街地整備課 都市安全課	1 災害復興に係る都市計画に関すること 2 鉄道、モノレール、バスその他都市交通関係機関との連絡調整に関すること 3 土地区画整理施行地区内の防災対策に関すること 4 港湾関係機関との連絡調整に関すること 5 被災宅地危険度判定の実施に関すること
	都市班 (都市部長)		
	建築班 (建築部長)	建築管理課 住宅政策課 住宅整備課 宅地課 建築指導課 建築情報相談課 営繕課 建築設備課	1 市有建築物の災害復旧に関すること 2 市有施設等の電気設備及び機械設備の災害復旧に関すること 3 応急仮設住宅の建設・管理に関すること 4 災害公営住宅の建設に関すること 5 住宅等の応急復旧に関する相談及び指導に関すること 6 災害復興住宅資金融資に関すること 7 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること 8 開発行為及び宅地造成に関する安全確認に関すること 9 被災市街地の建築制限に関すること
	公園緑地班 (公園緑地部長)	緑政課 公園管理課 公園建設課 動物公園	1 公園施設等の災害復旧に関すること
建 設 局 長	建設部	建設総務課 土木管理課 土木保全課 技術管理課 路政課 中央・美浜土木事務所 花見川・稲毛土木事務所 若葉土木事務所 緑土木事務所	1 緊急輸送道路などの通行確保に関すること 2 道路、橋りょう等の道路施設の災害復旧に関すること
	土木班 (土木部長)		
	道路班 (道路部長)	道路計画課 道路建設課 街路建設課 自転車政策課	
	下水道企画班 (下水道企画部長)	下水道経営課 下水道経理課 下水道営業課 総合治水課	1 公共下水道の災害復旧に関すること 2 下水処理場及びポンプ場等の災害復旧に関すること 3 都市下水路、排水路及び農業集落排水施設の災害復旧に関すること
下水道施設班 (下水道施設部長)	下水道整備課 雨水対策課 下水道維持課 下水道施設建設課	4 水門等の警戒及び操作に関すること 5 河川の災害予防及び復旧に関すること 6 土砂災害対策（急傾斜地崩壊）に関すること	

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）



2-8 千葉市災害対策本部運営要綱

部長	部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成 (※)	事務分掌
会計部			
会計管理者	会計班 (会計室長)	会計室	1 災害関係経費の出納に関する事 2 災害時の現金の保管に関する事 3 義援金の受付け・保管に関する事
教育部			
教育長	教育総務班 (教育総務部長)	総務課 企画課 教育職員 給与課 学校施設	1 災害対策従事職員の公務災害補償等に関する事 2 被災職員の援助に関する事 3 教育関係物品の調達及び業者との連絡調整に関する事 4 学校施設等の被害調査及び災害復旧に関する事 5 学校施設等の避難所開設に関する事
	学校教育班 (学校教育部長)	学事課 教育改革推進課 教育指導課 教育支援課 保健体育課	1 児童・生徒の避難計画に関する事 2 応急授業対策に関する事 3 学用品等の給与に関する事 4 学校及び保護者との連絡に関する事 5 休校処置に関する事 6 炊き出し設備等の運用に関する事 7 児童・生徒の保健に関する事
	生涯学習班 (生涯学習部長)	生涯学習振興課 文化財課 中央図書館	1 文化財の被害調査及び災害復旧に関する事 2 関係団体の協力要請に関する事 3 公民館の避難所開設に関する事
議会部 (議会事務局長)	総務課 議事課 調査課	1 災害に係る議会活動に関する事 2 議員との連絡調整に関する事	
第1協力部 (選挙管理委員会事務局長)		1 災害対策及び復旧活動の応援に関する事	
第2協力部 (人事委員会事務局長)		1 災害対策及び復旧活動の応援に関する事	
第3協力部 (監査委員事務局長)	行政監査課 財務監査課	1 災害対策及び復旧活動の応援に関する事	
各班に共通する事務			1 所管施設の安全確認、災害予防及び災害復旧に関する事 2 来訪者・入所者等の安全確保と避難誘導に関する事 3 周辺の被害状況調査に関する事 4 職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事 5 各班の庶務に関する事 6 本部、区本部及び部内各班との連絡調整に関する事 7 各班等の職員の動員、配備に関する事 8 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及び報告に関する事 9 関係機関との連絡調整に関する事

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載(2類・3類についても構成に含む)

2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成 (※)	事 務 分 掌
<p style="text-align: center;">本部事務局 (危機管理部長)</p>	<p>危機管理課 防災対策課 秘書課 総務課 政策法務課 人事課 人材育成課 業務改革推進課 情報システム課 政策調整課 市民自治推進課 区政推進課 広報広聴課 生活文化スポーツ部 管財課 新庁舎整備課 保健福祉総務課 地域福祉課 経済企画課 交通政策課 住宅政策課 本部連絡員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の開設及び廃止に関する事</li> <li>2 本部員会議の運営に関する事</li> <li>3 防災指令その他本部長命令の伝達に関する事</li> <li>4 他との連絡調整に関する事</li> <li>5 本部の庶務的業務に関する事</li> <li>6 災害関連情報の収集・伝達に関する事</li> <li>7 本部及び本部事務局の設営に関する事</li> <li>8 通信回線・通信機器の確保に関する事</li> <li>9 防災行政無線、地域防災無線の運用・統制に関する事</li> <li>10 報道機関への情報提供及び報道要請に関する事</li> <li>11 市民・関係機関等からの問合せ対応に関する事</li> <li>12 国・県等に対する要請に関する事</li> <li>13 帰宅困難者対策に関する事</li> <li>14 被災者及び避難所支援に関する事</li> <li>15 災害救助法に基づく救助事務に関する事</li> <li>16 災害救助法適用に関する内閣府及び県との総合調整</li> <li>17 事務分掌に規定のない事項の差配に関する事</li> </ol>

2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

(別表第4)

区 本 部 員

総務課長	高齢障害支援課長
地域づくり支援課長	こども家庭課長
市民総合窓口課長	社会援護課長
区政事務センター所長	健康課長
保健福祉センター所長	

2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

(別表第5)

区本部の組織及び事務分掌

班の名称 (班長となる者)	班等の構成 (※)	事 務 分 掌
総 務 班 ( 総 務 課 長 )	総 務 課 直 近 要 員 (区役所担当職員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部職員の動員に関する事</li> <li>2 応援職員の要請に関する事</li> <li>3 他都市応援職員の受入れに関する事</li> <li>4 所管施設の管理保全に関する事</li> <li>5 所管車両の管理運用に関する事</li> <li>6 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事</li> <li>7 区本部の庶務に関する事</li> <li>8 区本部職員の厚生に関する事</li> <li>9 事務分掌に規定がない事項の差配に関する事</li> </ol>
本 部 班 (地域づくり支援課長)	地域づくり支援課 直 近 要 員 (区役所担当職員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部の設置・閉鎖及び運営に関する事</li> <li>2 区の災害対策の総合調整に関する事</li> <li>3 区本部長命令の伝達に関する事</li> <li>4 市本部及びその他関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>5 区本部各班の連絡調整に関する事</li> <li>6 災害情報の統括に関する事</li> <li>7 警戒区域の設定に関する事</li> <li>8 避難指示に関する事</li> <li>9 防災行政無線等の管理・運用に関する事</li> <li>10 災害に係る相談に関する事</li> <li>11 帰宅困難者対策に関する事</li> </ol>
被 災 者 支 援 班 (市民総合窓口課長)	市民総合窓口課 (区政事務センターを含む) 直 近 要 員 (区役所担当職員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の調査に関する事</li> <li>2 災害情報及び応急対策実施状況の収集及び報告に関する事</li> <li>3 警戒区域設定の伝達に関する事</li> <li>4 避難指示の伝達に関する事</li> <li>5 災害時のパトロールに関する事</li> <li>6 災害情報の広報に関する事</li> <li>7 被災者に対する市税の減免措置等に関する事</li> <li>8 所管施設の管理保全に関する事</li> <li>9 地区連絡所の運営に関する事</li> <li>10 住宅の被害認定調査に関する事</li> <li>11 避難者の誘導及び収容に関する事</li> <li>12 避難者の安全確保に関する事</li> <li>13 在宅の災害時要配慮者対策に関する事</li> <li>14 行方不明者の捜索受付け等に関する事</li> <li>15 安否情報の提供に関する事</li> <li>16 応急仮設住宅の入居受付け等に関する事</li> <li>17 り災証明書の発行及び被災者台帳の作成に関する事</li> <li>18 義援金の受入れに関する事</li> <li>19 災害見舞金等の支給に関する事</li> </ol>

※1 「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載(2類・3類についても構成に含む)

※2 直近要員とは、千葉県地域防災計画で定める基準により、区役所・救護所・避難所に参集し、区本部・避難所の運営等を行う職員をいう。

なお、市税事務所の職員(市税事務所の所長及び課長並びに市税出張所の所長を除く。)は、本部班及び被災者支援班の直近要員に充てる。

2-8 千葉県災害対策本部運営要綱

班の名称 (班長となる者)	班等の構成 (※)	事 務 分 掌
避 難 所 班 (保健福祉センター所長)	保健福祉センター (健康課を除く) 直 近 要 員 (避難所担当職員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所等の開設及び管理・運営に関すること</li> <li>2 避難者の安全確保に関すること</li> <li>3 食糧及び救援物資等の受入れ及び配布に関すること</li> <li>4 避難者への情報提供及び相談に関すること</li> <li>5 ボランティアの受入れ及び連絡調整に関すること</li> <li>6 在宅の災害時要配慮者対策に関すること</li> <li>7 安否情報の収集に関すること</li> <li>8 救援物資の輸送に関すること</li> <li>9 応急給水に関すること</li> </ol>
保 健 医 療 班 (保健福祉センター健康課長)	保健福祉センター (健康課) 直 近 要 員 (救護所担当職員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区における被災者の医療、助産、救護に関すること</li> <li>2 救護所の開設及び運営に関すること</li> <li>3 避難所・仮設住宅及び地域での健康保持活動、精神保健活動に関すること</li> <li>4 医薬品及び衛生資材等の確保に関すること</li> </ol>
各班に共通する事務		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の安全確認に関すること</li> <li>2 来庁者の安全確保と避難誘導に関すること</li> <li>3 周辺の被害状況調査に関すること</li> <li>4 各班の庶務に関すること</li> </ol>

※1 「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

※2 直近要員とは、千葉県地域防災計画で定める基準により、区役所・救護所・避難所に参集し、区本部・避難所の運営等を行う職員をいう。

なお、市税事務所の職員（市税事務所の所長及び課長並びに市税出張所の所長を除く。）は、本部班及び被災者支援班の直近要員に充てる。

## 2-9 千葉市国民保護対策本部及び千葉市緊急対処事態対策本部条例

### 千葉市国民保護対策本部及び千葉市緊急対処事態対策本部条例

(平成 17 年 12 月 16 日千葉市条例第 79 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、千葉市国民保護対策本部及び千葉市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 千葉市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、千葉市国民保護対策本部（以下この条から第 4 条まで及び第 6 条において「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下この条及び第 5 条において「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下この条、第 4 条及び第 5 条において「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長（対策本部が設置されていないときは、市長）が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、千葉市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2-10 防災関係機関一覧

機関名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話番号
関東財務局 千葉財務事務所	総務課	260-0042	千葉市中央区椿森 5-6-1	043 (251) 7212
関東農政局 千葉県拠点		260-0014	千葉市中央区本千葉町 10-18	043 (224) 5611
関東運輸局 千葉運輸支局		261-0002	千葉市美浜区新港 198	043 (242) 7336
第三管区海上保安本部 千葉海上保安部	警備救難課	260-0024	千葉市中央区中央港 1-12-2	043 (242) 7238
銚子地方気象台		288-0001	銚子市川口町 2-6431	047923) 7705
関東地方整備局 千葉国道事務所	防災情報課	263-0016	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043 (285) 0343
千葉労働基準監督署	業務課	260-8506	千葉市中央区中央 4-11-1	043 (308) 0670
陸上自衛隊 下志津駐屯地	陸上自衛隊高射教導 隊本部管理中隊	264-8501	千葉市若葉区若松町 902	043 (422) 0221
陸上自衛隊 習志野駐屯地	第1空挺団本部	274-8577	船橋市薬円台 3-20-1	047 (466) 2141
千葉県	危機管理政策課	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043 (223) 2175
千葉県千葉土木事務所	調整課	260-0023	千葉市中央区出津港 11-1	043 (242) 6101
千葉県千葉港湾事務所	施設管理課長	260-0024	千葉市中央区中央港 1-6-1	043 (246) 6201
千葉県企業局	施設管理課	260-0842	千葉市中央区南町 1-4-7	043 (264) 1114
千葉県警察本部	千葉市警察部総務課	260-8668	千葉市中央区長洲 1-9-1	043 (201) 0110
千葉中央警察署	警備課	260-8510	千葉市中央区中央港 1-13-1	043 (244) 0110
千葉東警察署	警備課	264-0007	千葉市若葉区小倉町 859-2	043 (233) 0110
千葉西警察署	警備課	261-0011	千葉市美浜区真砂 2-1-1	043 (277) 0110
千葉南警察署	警備課	266-0032	千葉市緑区おゆみ野中央 8-1-2	043 (291) 0110
千葉北警察署	警備課	263-0001	千葉市稲毛区長沼原町 199-1	043 (286) 0110

機関名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話番号
日本郵便株式会社 千葉中央郵便局	総務部	260-8799	千葉市中央区中央港 1-14-1	043(246)0083
東日本旅客鉄道 株式会社千葉支社	千葉営業統括センター	260-8551 260-0045	千葉市中央区新千葉 1-3-24 千葉市中央区弁天 2-23-2	043(225)9136 043(284)6695
東日本電信電話 株式会社千葉支店	災害対策室	261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-6	043(211)8652
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	260-8509	千葉市中央区千葉港 5-7	043(241)7531
日本放送協会 千葉放送局	経営管理企画センター	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-1	043(203)0597
東日本高速道路株式会社 関東支社千葉管理事務所		263-0001	千葉市稲毛区長沼原町 177	043(259)5222
日本通運株式会社 千葉支店		260-0834	千葉市中央区今井 1-14-22	043(226)7600
東京電力パワーグリッド 株式会社千葉総支社	業務統括グループ	261-8521	千葉市美浜区幸町 1-21-19	043(370)2217
東京ガス株式会社 千葉支社	地域広報グループ	261-0001	千葉市美浜区幸町 1-6-8	043(246)7705
京成電鉄株式会社	鉄道本部計画管理部	272-8510	市川市八幡 3-3-1	047(712)7000
一般社団法人 千葉市医師会	事務局	261-0001	千葉市美浜区幸町 1-3-9	043(242)1090
一般社団法人 千葉市歯科医師会	事務局	261-0001	千葉市美浜区幸町 1-3-9	043(242)2026
一般社団法人 千葉市薬剤師会	事務局	261-0001	千葉市美浜区幸町 1-3-9	043(242)8193
千葉テレビ放送 株式会社	報道情報局報道部	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-25	043(233)6681
大多喜ガス株式会社	供給部千葉事業所	266-0031	千葉市緑区おゆみ野 3-12-1	043(291)5815
千葉都市モノレール 株式会社	運輸部運転課	263-0012	千葉市稲毛区萩台町 199-1	043(287)8210
株式会社ペイエフエム	技術部	261-7127	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブウエスト 27F	043(227)7878
一般社団法人千葉県 トラック協会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 212-10 ト ラック会館	043(247)1131
一般社団法人千葉県 バス協会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 212-2	043(246)8151

機関名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話番号
一般社団法人千葉県 L P ガス協会	事務局	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043(246)1725
京葉臨海鉄道株式会社	鉄道部本部運輸部	260-0028	千葉市中央区中央港 1-2-21	043(265)2530